

業務管理官運用要領（例規甲）

〔平成18年9月28日〕
兵警監例規甲第24号

業務管理官運用要領を下記のように定め、平成18年10月1日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、業務上の不適正事案の防止を期することにより、県民の警察に対する信頼を獲得し、もって警察の責務を全うするため、業務管理官を設置し、その運用要領について必要な事項を定めるものとする。

第2 業務管理官の設置

- 1 警察本部（以下「本部」という。）に、業務管理官を置く。
- 2 業務管理官は、各部及び局の庶務担当課並びに総務部県民広報課の次席をもって充てる。
- 3 業務管理官は、警務部監察官室（以下「監察官室」という。）付兼務とする。

第3 業務管理官の任務

業務管理官は、次に掲げる事務を効果的かつ効率的に推進するための監察官室と本部の他の所属との連携活動に関して、各部又は局内の所属に対する連絡調整等を行う。

- 1 本部の所属において実施する所管事務に関する指導教養及び監察官室において実施する業務監察に関すること。
- 2 業務上の不適正事案等が発生した場合における調査及び調査結果に基づく再発防止対策に関すること。
- 3 その他苦情を踏まえた業務の改善等業務の適正化に関すること。

第4 業務管理官会議

- 1 警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）は、業務管理官の効果的かつ効率的な運用を図るため、業務管理官会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議は、首席監察官、警務部監察官室長及び業務管理官をもって構成する。
- 3 会議は、毎月1回以上開催し、首席監察官が主宰する。
- 4 首席監察官は、必要があると認めるときは、前記2の構成員以外の者に対し、会議に出席を求めることができる。